

改正後	改正前
(1) 「この項の規定による控除が行われている場合」とは、例えば、製造場から移出する際、100 円の酒税が課せられた A 酒類が当該製造場へ戻し入れられる場合において、<u>納税申告書上はこの 100 円を次に移出する B 酒類の酒税 300 円から控除するため、B 酒類は結果的には 200 円の課税がされたものと同様になる。さらに、この B 酒類が当該製造場へ戻し入れされた場合には、その 200 円を控除するように見受けられるので、この場合には、この規定によって控除が行われる前の金額すなわち 300 円を控除しようとする場合をいう。</u> (2) 「第 3 項の規定による控除が行われている場合」とは、例えば甲製造場で 100 円の酒税を課税された酒類を乙製造場に移入し、更にこれを移出する場合には、甲製造場で課税された 100 円が法第 30 条第 3 項の適用によって控除されるから、この酒類がまた乙製造場に戻し入れられた場合には控除される金額がないように見受けられるので、この場合には乙製造場から移出する際に控除された<u>金額のその控除前の金額 100 円を控除しようとする場合をいう。</u> 第 3 項関係 1 (省略) 2 「移入した製造場から更に移出した」の意義 法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第 3 項に規定する「移入した製造場から更に移出した」とは、移入した酒類をそのまま移出する場合のほか、当該移入した酒類に他の酒類との混和、割水、容器の詰め替え、商標又は包装の変更を行う等の加工を施して移出した場合(法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第 3 項に規定する「当該酒類を第 47 条第 1 項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用した」場合を除く。)をいう。	(1) 「この項の規定による控除が行われている場合」とは、例えば、製造場から移出する際、100 円の酒税が課せられた A 酒類が当該製造場へ戻し入れられる場合においては、この 100 円を次に移出する B 酒類の酒税 300 円から控除するため、B 酒類は結果的には 200 円の課税がされたものと同様になり、この B 酒類が戻し入れされた場合には、その 200 円を控除するように見受けられるので、この場合には、この規定によって控除が行われる前の金額すなわち 300 円を控除しようとする場合をいう。 (2) 「第 3 項の規定による控除が行われている場合」とは、例えば甲製造場で 100 円の酒税を課税された酒類を乙製造場に移入し、更にこれを移出する場合には、甲製造場で課税された 100 円が法第 30 条第 3 項の適用によって控除されるから、この酒類がまた乙製造場に戻し入れされた場合には控除される金額がないように見受けられるので、この場合には乙製造場から移出する際に控除されたその控除前の金額 100 円を控除しようとする場合をいう。 第 3 項関係 1 (同左) 2 「移入して製造場から更に移出した」の意義等 法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第 3 項に規定する「移入して製造場から更に移出した」とは、移入した酒類をそのまま移出する場合のほか、当該移入時の酒類に対して他の酒類との混和、割水、容器の詰め替え、商標又は包装の変更を行う等移入酒類に加工を施して移出した<u>ものも含むものとし、他の酒類との混和又は割水が行われた場合の再移出酒類中に占める移入酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分(あん分に用いる比率は 1,000 分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入(算出した端数がともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。)し、数量に 1 ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。)して行う。</u> (注) 移入酒類を酒類の原料として使用した等のために控除税額のアーン分計算による算出が不可能となったものについては、<u>法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第 3 項の規定は適用されない。</u> 「計算例」

改正後	改正前
	1 清酒アルコール分 16.5 度のもの 1 キロリットルを移入し、これをアルコール分 15.4 度として 500 リットルを移出した場合の控除額 15.4 (度) 16.5 (度) = 933.33... 1,000 933 1,000 500ℓ × $\frac{933}{1,000}$ = 466.500ℓ 149,870 円 / kℓ × 0.4665 (kℓ) = 69,914 円 (16.5 度の適用税率) 2 清酒アルコール分 15.4 度のもの 180 リットルを移入し、これを蔵内の清酒アルコール分 15.8 度のもの 370 リットルと混和した後瓶詰めし、アルコール分 15.6 度の清酒 540 リットルを移出した場合の控除額 (数量) (アルコール分) (アルコール分の数量) 比率 移入酒類 180ℓ × 15.4(度) = 27.720ℓ 321.6 322 蔵内酒類 370ℓ × 15.8(度) = 58.460ℓ 678.3 678 計 86.180ℓ 1,000 移出酒類中に占める移入酒類の数量及び税額 540ℓ × $\frac{322}{1,000}$ = 173.880ℓ ・・・数量 $173.880ℓ × \frac{15.6(度)}{15.4(度)}$ = 173.880ℓ × $\frac{1,013}{1,000}$ = 176.140ℓ 140,500 円 / kℓ × 0.17614(kℓ) = 24,747 円 税額 (15.4 度の適用税率) (新設)
3 再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算 法第30条《炭入れの場合の酒税額の控除等》第3項に規定する「移入した製造場から更に移出したとき」の酒税額の控除（以下、「再移出控除」という。）を受けようとする場合における再移出した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分（あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入（算出した端数がともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。）し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。）して行う。 (注) 控除税額のあん分計算による算出が不可能となったものについては、再移出控除は適用できないのであるから留意する。 (計算例) 1 清酒1キロリットル（アルコール分 16.5 度）を移入して、これを割水し清酒 500 リットル（アルコール分 15.4 度）を移出した場合の控除額	

改正後	改正前								
<u>・アルコール総量によるあん分</u> $\frac{15.4(\text{度})}{16.5(\text{度})} = \frac{933.33\cdots}{1,000} - \frac{933}{1,000}$ (四捨五入) <u>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</u> $500\ell \times \frac{933}{1,000} = 466.500\ell$ (ミリリットル未満切捨) $\frac{149,870 \text{ 円} / \text{k}\ell \times 0.4665(\text{k}\ell)}{(16 \text{ 度の税率})} = \frac{69,914 \text{ 円}}{(\text{円未満切捨})}$ 2 <u>清酒 180 リットル(アルコール分 15.4 度)を移入し、これを蔵内の清酒 370 リットル(アルコール分 15.8 度)と混和した後瓶詰めし、清酒 540 リットル(アルコール分 15.6 度)を移出した場合の控除額</u> <u>・アルコール総量によるあん分</u> <table> <tr> <td>(数量×アルコール分＝アルコール分の数量)</td> <td>比率</td> </tr> <tr> <td>移入酒類 180ℓ × 15.4(度) = 27.720ℓ</td> <td>321.6 322</td> </tr> <tr> <td>蔵内酒類 370ℓ × 15.8(度) = 58.460ℓ</td> <td>678.3 678</td> </tr> <tr> <td>計 86.180ℓ</td> <td>1,000</td> </tr> </table> (四捨五入) <u>・移出酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</u> $540\ell \times \frac{322}{1,000} = 173.880\ell$ (ミリリットル未満切捨) $\frac{173.880\ell \times \frac{15.6(\text{度})}{15.4(\text{度})}}{= 173.880\ell \times \frac{1,013}{1,000}}$ (四捨五入) $= 176.140\ell (\text{ミリリットル未満切捨})$ $\frac{140,500 \text{ 円} / \text{k}\ell \times 0.17614(\text{k}\ell)}{(15 \text{ 度の税率})} = \frac{24,747 \text{ 円}}{(\text{円未満切捨})}$ 4 「酒類の原料として使用した」の意義 法第 30 条《炭入れの場合の酒税額の控除等》第 3 項に規定する「酒類の原料として使用した」とは、移入した課税済の酒類を法第 47 条《申告義務》第 1 項の規定により申告した製造方法に従って新たな酒類の製造用の原料に使用した場合をいい、混和した場合(新たな酒類の製造に該当する場合を除く。)を含まない。 (注) 1 法第 47 条《申告義務》第 1 項の規定による申告がない場合又は申告した製造方法以外の方法で酒類の原料として使用された場合は、第 30 条第 3 項関係の 3 再移出控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算により控除税額のあん分計算による算出が可能なときであっても再移出控除が適用できないのであるから留意する。	(数量×アルコール分＝アルコール分の数量)	比率	移入酒類 180ℓ × 15.4(度) = 27.720ℓ	321.6 322	蔵内酒類 370ℓ × 15.8(度) = 58.460ℓ	678.3 678	計 86.180ℓ	1,000	(新設)
(数量×アルコール分＝アルコール分の数量)	比率								
移入酒類 180ℓ × 15.4(度) = 27.720ℓ	321.6 322								
蔵内酒類 370ℓ × 15.8(度) = 58.460ℓ	678.3 678								
計 86.180ℓ	1,000								

改正後	改正前
<u>2 原料使用控除を受け又は受けようとする場合は、新たに製造した酒類を更に移出しても再移出控除は適用されないものであるから留意する。</u> <u>5 原料使用控除を受けようとする場合における移入酒類の数量等の計算</u> <u>法第30条《戻入れの場合の酒税額の控除等》第3項に規定する「第47条第1項の規定により申告した製造方法に従い酒類の原料として使用したとき」の酒税額の控除（以下、「原料使用控除」という。）を受けようとする場合における原料として使用した酒類に占める移入した酒類の数量及び酒税額の計算は、アルコール分の総量によりあん分（あん分に用いる比率は1,000分比とし、小数点未満の端数がある場合は四捨五入（算出した端数とともに五入となる場合には、移入酒類に係る比率を切り上げる。）し、数量に1ミリリットル未満の端数がある場合はそれを切り捨てる。）して行う。</u> <u>（計算例）</u> <u>1 清酒 200 リットル（アルコール分 21.0 度）を移入し、これを割水し清酒 500 リットル（アルコール分 8.5 度）とした後、250 リットルをリキュール類の原料として使用した場合の控除額</u> <u>・アルコール総量によるあん分</u> 8.5（度） 21.0（度） = 404.76 1,000 — 405 1,000 （四捨五入） <u>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</u> 2500 × 405 1,000 = 101.2500 （ミリリットル未満切捨） 196,720 円 / kℓ × 0.101250(kℓ) = 19,917 円 （21 度の税率） （円未満切捨） <u>2 ブランデー100 リットル（アルコール分 40.0 度）を移入し、これを蔵内のブランデー60 リットル（アルコール分 55.0 度）と混和した後、90 リットル（アルコール分 45.6 度）を甘味果実酒の原料として使用した場合の控除額</u> <u>・アルコール総量によるあん分</u> （数量×アルコール分＝アルコール分の数量） 比率 移入酒類 1000 × 40.0(度) = 40.00 547.9 548 蔵内酒類 600 × 55.0(度) = 33.00 452.1 452 計 73.00 1,000 （四捨五入） <u>・原料使用酒類中に占める移入酒類の数量及び税額</u>	（新設）

改正後	改正前
$\frac{900 \times \frac{548}{1,000}}{1,000} = 49.3200 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $\frac{49.3200 \times \frac{45.6 \text{ (度)}}{40.0 \text{ (度)}}}{1,000} = \frac{49.3200 \times \frac{1,140}{1,000}}{1,000}$ $= 56.2240 \text{ (ミリリットル未満切捨)}$ $\frac{409,000 \text{ 円 / kℓ} \times 0.056224 \text{ (kℓ)}}{(40 \text{ 度の税率})} = 22,995 \text{ 円}$ (円未満切捨)	
6 (省略)	3 (同左)
第4項関係 (削除)	第4項関係 1 控除すべき不足額につき納税申告書に記載がない場合の取扱い (省略)
(削除)	第41条 酒類の検定 (省略)
(削除)	第42条 検定前の酒類等の処分禁止 (省略)
第43条 みなし製造 第1項関係 1～8 (省略)	第43条 みなし製造 第1項関係 1～8 (省略)
9 砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール等との混和の取扱い 法第3条第5号 しょうちゅうの定義の規定に該当する砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール又は甲類スピリッツ(しょうちゅう甲類と同一の製造方法で製造したアルコール分36度以上45度以下のスピリッツをいう。以下同じ。)とを混和した酒類は、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第4項の規定により、混和後の酒類のアルコール分が26度以上であるもの又は規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により、木製の容器に貯蔵した期間が1年以上である原料用アルコール若しくは甲類スピリッツを混和したものは、それぞれスピリッツに該当するが、混和後の酒類のアルコール分が26度未満で、木製の容器に貯蔵した期間が1年未満の原料用アルコール又は甲類スピリッツを混和したものは、しょうちゅうとみなす。	9 砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール等との混和の取扱い 法第3条第5号 しょうちゅうの定義の規定に該当する砂糖等を加えたしょうちゅうと原料用アルコール又は甲類スピリッツとを混和した酒類は、令第50条《みなし製造の規定の適用除外等》第4項の規定により、混和後の酒類のアルコール分が26度以上であるもの又は規則第13条《みなし製造の規定の適用除外等》第2項の規定により、木製の容器に貯蔵した期間が1年以上である原料用アルコール若しくは甲類スピリッツを混和したものは、それぞれスピリッツに該当するが、混和後の酒類のアルコール分が26度未満で、木製の容器に貯蔵した期間が1年未満の原料用アルコール又は甲類スピリッツを混和したものは、しょうちゅうとみなす。
10 (省略)	10 (同左)